

島根県知事

丸山 達也 様

要 望 書

公益財団法人 島根県老人クラブ連合会

島根県老人クラブ連合会の事業推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私たちは、地域を基盤に展開する「健康・友愛・奉仕」の活動を通じ、地域福祉の一翼を担う組織として、明るく、豊かで活力のある超高齢社会の実現に向けて取り組んでいます。

つきましては、当面する課題に係る要望事項を取りまとめましたので、特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年10月16日

公益財団法人 島根県老人クラブ連合会

会 長 安 達 伸 次

要 望 事 項

(1)地域活動の実態に応じた支援について

本年は、老人福祉に関する原理が法律上規定された老人福祉法が制定されてから 60 年を迎えます。

同法第 13 条第 2 項において「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」と規定されています。

このことを踏まえて、貴県から県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会の活動に対して継続的にご支援をいただいておりますが、老人クラブの会員は年々減少し続けており、活動の維持・継続が困難となるクラブが多くなりつつあります。

こうした状況の中、昨年「地域活動の実態に応じた支援」について要望したところ、「市町村と共に現地視察等により現状を把握したい」、

「新たな取り組みについて、健康福祉部だけでなく、県庁全体でどのような支援ができるか検討したい」との回答をいただきました。

この回答に基づく現状把握の実施状況についてご教示いただくとともに、新たな支援策の検討状況をお示しいただきますようお願いいたします。

(2)地域における老人クラブの体制強化に向けた支援について

わが国では、高齢化の進展により介護や支援を要する方、認知症の方が、今後さらに増加することが見込まれています。

現在、増加する認知症高齢者の支援や介護予防、災害時の支援体制づくり等、地域での支え合いや医療・介護・福祉の連携促進により高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが各地で進められています。

老人福祉法第10条の3には、「市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、(中略)老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない」と規定されています。

同法に掲げられた老人クラブ活動との連携を充実させ、本県の高齢者福祉を更に増進していくためには、地域の老人クラブの体制強化が欠かせません。

つきましては、地域包括ケアシステムの推進に向けて、老人クラブに対する援助の更なる拡充を市町村へ働きかけていただきますようお願いいたします。

(3)第9期島根県老人福祉計画及び島根県介護保険事業支援計画への老人 クラブに対する支援の明記について

本年度、第9期の島根県老人福祉計画及び島根県介護保険事業支援計画(以下「計画」といいます)の策定に向けた検討がなされる中で、高齢者の積極的な社会参加に関する議論がすすめられています。

本県においては、人生100年時代を見据えて、「健康長寿日本一」を目標に、健康で明るく生きがいをもって生活できる社会の実現をめざして、県民との協働による生涯現役社会づくりに向けた取組みが推進されています。

こうした中、老人クラブにおいては、地域の関係機関や団体等と連携して、健康・生きがいづくり、見守りやボランティア等の様々な活動に取り組んでいるところです。

現行の第8期計画において、「老人クラブは、高齢者の社会参加の場であるとともに、老人クラブが実施している健康づくりやボランティア活動は、高齢者の生きがいづくり・介護予防につながるため、老人クラブ活動を支援する」、「高齢者が地域活動の担い手として社会参加をし、地域を豊かにする活動を促進していくため、老人クラブ等の団体の活動を支援し、より一層の活性化を図る」と明記されています。

これからも老人クラブが、社会参加の場であり続け、地域活動の担い手としての役割を更に果たしていけるよう、第9期の計画においても老人クラブに対する支援について、引き続き明記していただきますようお願いいたします。